

既存不適格の記入について

昇降機の定期検査をした結果、既存不適格項目と指摘されたときは、その内容を検査結果表の特記欄にご記入いただくようお願いしています。また、報告者の方にその事実を伝え、十分理解し、なるべく現行の基準に合うよう改善することを検討していただくための資料として、『要是正(既存不適格)となった方へ』というチラシを、副本に付けて配布をお願いしてきました。

このたび、平常時の安全対策及び地震時の耐震対策の観点から、「指摘の具体的内容」を、より詳細に表示していただくことにするとともに、併せて「チラシ」についても別紙のとおり内容を一新することになりました。つきましては、報告書及び結果表について、次のように記入していただきますようお願いいたします。

望ましい記入例

| 特記事項 | | | | | |
|-------|------------|------------------------------|--|------------------------------|----------|
| 番号 | 検査項目 | 検査事項 | 指摘の具体的内容等 | 改善策の具体的内容等 | 改善(予定)年月 |
| 2(9) | 戸開走行保護装置 | 戸開走行保護装置の設置及び作動の状況 | a.戸開走行保護装置なし | 戸開走行保護装置の設置が望まれます。 | |
| 2(10) | 地震時等管制運転装置 | 加速度計の作動の状況 予備電源の作動の状況 | a.P波センサーなし b.予備電源装置なし | P波センサー、予備電源装置無しのため、改善を要望します。 | |
| 4(14) | 昇降路内の耐震対策 | ロープガード等の状況 突起物に対する保護措置の状況 | a.かご、釣合いおもり脱レール防止措置なし b.ガイドシューのかかり代の不足 c. ロープガード等なし d.調速機ロープ、移動ケーブル、釣合いロープ等の突起物に対する保護措置無し | かご、釣合いおもりの脱レール防止等の改善を要望します。 | |

内容不十分な記入例

| 特記事項 | | | | | |
|-------|------------|---------|-----------|------------|----------|
| 番号 | 検査項目 | 検査事項 | 指摘の具体的内容等 | 改善策の具体的内容等 | 改善(予定)年月 |
| 2(9) | 戸開走行保護装置 | a | | | |
| 2(10) | 地震時等管制運転装置 | b c | 既存不適格 | | |
| 4(14) | 昇降路内の耐震対策 | 既存不適格あり | | | |

注意事項

- 既存不適格の指摘があった場合は、どの項目が該当するのかが明確になるように記入して下さい。
- 「指摘の具体的内容等」欄の a.b.・・・ の区分は、根拠法令の内容を具体的項目として分けたものです。(神奈川県内の報告書を提出するときと同じ記号・順番としています。)
- 結果表に上記のとおり既存不適格項目 a.b.c.d と記入していただくのは、その内容を反映した新しいチラシ(別添)「定期検査報告に基づく既存不適格事項に関するお知らせ」に個別の情報を印刷するためです。報告者様へのより深いご理解への説明に必要な内容です。
- 定期検査報告書の一面【4.報告対象昇降機】【ハ.指摘の概要】の説明には、指摘を受けた内容について、「簡潔に記入すること。」となっていますが、特記事項に記入した内容が全て既存不適格の場合(複数)報告書一面に転記する内容の文言が多いため、「既存不適格あり」と従来通りの記入して下さい。

昇降機 所有(管理)者 様

定期検査報告に基づく既存不適格事項に関するお知らせ

(特定行政庁建築行政主務課)

日頃より昇降機の適切な維持管理に努めていただき、厚く御礼申し上げます。

さて、貴所有(管理)の昇降機の各種安全装置のうち下表に列記した項目については、現行の建築基準法施行令(「令」と略記)、建設省告示(「建告示と略記」)若しくは国土交通省告示(「国告示と略記」)に適合していない部分(既存不適格*)となっております。これは、当該規定の施行以前にすでに設置されていたため、法的には適用を強制されるものではありませんが、いろいろな方が毎日利用される昇降機ですので、大地震や不測の事態に備え安全性をより一層高めて頂くことが望ましいことは、いうまでもありません。平常時の安全対策及び地震時の耐震対策のため現行基準に合うように改善の検討をお願いします。

*「既存不適格」については、別掲の御説明を御参照ください。

建物名称等は架空です

| | | |
|-------------------------------|---------------|-------------------|
| 建築名称 : (株)エレベーター研究センター さいたま支店 | 1 号機 | 台帳番号:L-01-99-7890 |
| 所在地 : ○○市○○○町○-○-○ | 機種:ロープ式エレベーター | 用途: 乗用 |

| 検査結果表No. | 1(18) | 2(9) | 2(10) | 4(11) | 4(14) | 6(12) | | | | | | | | | | |
|----------|-------------|------|------------------|-------|--------|--------|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| 既存不適格事項 | a b c | a | a b c d | a | b d | a c | | | | | | | | | | |

※各項目の詳細は、以下の一覧表をご参照ください。

既存不適格事項 一覧表

エレベーター

検査結果表No.欄に示す番号はロープ式エレベーター(*印は油圧式エレベーター)の検査項目の番号を示しています。

| 検査結果表 No. | 検査項目 | 既存不適格事項 | 改善する場合の対応 | 根拠法令 (施行年月日) | 乗用及び人荷 | 寝台用 | 自動車用 | 荷物用 |
|--|---------------------------------|---|--|---|--------|-----|------|-----|
| 1(1) *1(1) | ■機械室への通路及び出入り口戸 | a 階段の構造 b 戸の施錠 c 通路及び戸の構造 | ■階段のけあげは23cm以下、踏面は15cm以上に改善 ■手すりの取付 ■通路及び出入り口の幅70cm以上、高さ1.8m以上の、施錠できる鋼製の戸に改善 | 令第129条の9第四号 令第129条の9第五号 (昭和46年1月1日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1(2) *1(2) | ■機械室内の状況並びに照明設備及び換気設備等 | a 照明設備 b 換気設備 | ■照明設備の取付 ■換気上有効な開口部又は換気設備の取付 | 令第129条の9第三号 (昭和46年1月1日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 1(18) *1(20) | ■駆動装置等の耐震対策 | a ロープガード等の有無又は寸法 b 巻上機の移動転倒防止措置 c 電動発電機の移動転倒防止措置 d 制御盤等の移動転倒防止措置 | ■ロープガード等の取付又は寸法が基準を満たすようにする ■巻上機、電動発電機、制御盤等の移動転倒防止措置の改善 | 令第129条の4第3項第四号 (昭和56年6月1日) 令第129条の8第1項平21国告示703号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2(6) *2(6) | ■主索又は鎖の緩み検出装置(巻胴式及び間接式油圧エレベーター) | a 主索(鎖)の緩み検出装置 | ■主索(鎖)の緩み検出装置の取付 | 令第129条の10第2項 (昭和57年12月1日) *巻胴式 (昭和34年1月1日) 平12建告第1423号第5 第二号ロ (平成12年6月1日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| (主索又は鎖の緩み検出装置=主索又は鎖が緩んだ時に、動力を自動的に切る装置) | | | | | | | | |

| 検査結果表 No. | 検査項目 | 既存不適格事項 | 改善する場合の対応 | 根拠法令 (施行年月日) | 乗用及び人荷 | 寝台用 | 自動車用 | 荷物用 |
|-----------------------------------|--|--|---|---|--------|-----|------|-----|
| | | | | | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2(8) *2(7) | ■はかり装置(過負荷検出装置) | a はかり装置(過負荷検出装置) | ■はかり装置(過負荷検出装置)の取付 | 令第129条の10第3項 第四号イ (昭和46年1月1日) | ○ | ○ | — | — |
| 2(9) *2(13) | ■戸開走行保護装置 (戸開走行保護装置=何らかの理由によって戸が閉じる前にかごが昇降した場合に、かごを停止させる装置) | a 戸開走行保護装置 | ■戸開走行保護装置の取付 | 令第129条の10第3項 第一号イ及びロ (平成21年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 2(10) *2(14) | ■地震時等管制運転装置(昇降行程7m以下の乗用、人荷用及び寝台用は対象外) | a P波センサー b S波センサー c 予備電源装置 d かご内表示装置 | ■地震時等管制運転装置(P波センサー、S波センサー、予備電源装置、表示装置)の取付 | 令第129条の10第3項 第二号 平20国告示1536号第2 (平成21年9月28日) | 条件付き | | | |
| 3(1) *3(1) | ■かごの壁又は囲い、天井及び床 | a 手すり(かごの壁等にガラスを使用する場合) | ■手すり支えの取付 | 平20国告示1455号第1 第五号ロ (平成22年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3(2) *3(2) | ■かごの戸 | a 自動閉鎖する戸の反転作動機能 b 乗用、寝台用エレベーターのかごの戸 c かごの戸相互間及び敷居間のすき間 d 出入口の戸のすき間 | ■戸の反転機能を有する装置の取付 ■かごの戸を引き戸に交換 ■かごの戸相互間及び敷居間のすき間を8mm以下(ただし、上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5mm以下)に改善 ■すき間のない戸の構造に改善 | 平20国告示1455号第2 第二号、第七号 (平成21年9月28日) 平20国告示1455号第2 第三号、第四号 (平成22年9月28日) 平22国告示1524号 (平成22年12月22日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3(11) *3(12) | ■かごの照明設備 | a 照明装置の照度 | ■床面で50ルクス以上(乗用及び寝台用以外の用途の場合は25ルクス以上)の照度を保つように改善 | 平20国告示1455号第1 第八号 (平成21年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 3(12) *3(13) | ■停電灯装置 | a 停電灯装置 | ■停電した時に、床面で1ルクス以上の照度を30分以上確保できる照明設備の取付 | 令第129条の10第3項 第四号ロ (昭和46年1月1日) | ○ | ○ | — | — |
| 3(13) *3(14) | ■かご床先 | a かご床先と昇降路壁との水平距離 b かご床先と出入口床先との水平距離 | ■かご床先と昇降路壁とのすき間を12.5cm以下に改善 ■かご床先と出入口床先とのすき間を4cm以下に改善 | 令第129条の7第四号 (昭和56年6月1日) | ○ | ○ | — | — |
| 4(7) *4(10) | ■かごの非常救出口 | a 非常救出口のスイッチ b 非常救出口の施錠装置 c 天井救出口及び側部救出口の両方がある | ■非常時において、かご内の人を安全にかごの外に救出するために、スイッチ及び施錠装置の取付 | 令第129条の6第四号 (昭和46年1月1日) 平12建告示1413号第1 第一号 (平成21年9月28日改) | ○ | ○ | ○ | — |
| 救出口のないエレベーター (平20国告示1455号第1号第一号ロ) | | | | | | | | |
| 4(11) *4(13) | ■施錠装置 | a 施錠装置の係合部の寸法 b 煙感知器の点検口 | ■施錠装置の係合部分の寸法を7mm以上に改善 ■煙感知器の点検口にスイッチ取付等の改善 | 令第129条の7第三号 平20国告示1447号第二 号、第四号、第六号 平20国告示第1454号 第一号 (平成21年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4(13) *4(15) | ■乗り場の戸及び敷居 | a 乗用、寝台用エレベーターの乗り場の戸 b 戸相互間及び敷居間のすき間 | ■乗り場の戸を引き戸に交換する ■戸相互間及び敷居間のすき間を6mm以下(上げ戸、下げ戸又は上下戸である場合は9.5mm以下)に改善 | 平20国告示第1454号 第六号 平20国告示第1454号 第七号又は第八号 (平成22年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 4(14) *4(16) | ■昇降路内の耐震対策 | a かご、つり合いおもりの脱レール防止 b ガイドレールのかかり代不足 c 主索及び調速機のロープガードの有無又は寸法 d 調速機ロープ、移動ケーブル、つり合いおもり用ロープ(鎖)等の突出物に対する保護措置 | ■ガイドシューの外れ止め取付 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■ロープガードの取付又は設置寸法が基準を満たすよう改善 ■保護金網、保護線、プロテクター、テープガイド等の改善 | 令第129条の4第3項 第三号、第四号 (昭和56年6月1日) 令第129条の7第五号 イ 令第129条の8第1項 平20国告示1494号 平20国告示1495号 平20国告示1498号 (平成21年9月28日) | ○ | ○ | ○ | ○ |

| 検査結果表 No. | 検査項目 | 既存不適格事項 | 改善する場合の対応 | 根拠法令 (施行年月日) | 乗用及び人荷 | 寝台用 | 自動車用 | 荷物用 |
|-----------------|-------------|---|--|---|--------|-----|------|-----|
| 5(3) *5(3) | ■乗り場の戸の遮煙構造 | a 乗り場の戸の遮煙構造材の劣化等 | ■乗り場の戸の遮煙構造材の改善 | 昭 48 建告示第 2564 号 (平成 14 年 6 月 1 日改) | ○ | ○ | ○ | ○ |
| 6(12) *6(11) | ■ピット内の耐震対策 | a 主索及び调速機のロープガードの有無又は寸法 b ガイドレールとのかかり代 c ピット内の突出物への保護措置 | ■ロープガードの取付又は設置寸法が基準を満たすよう改善 ■ガイドレールとのかかり代の改善 ■突出物への保護の改善 | 令第 129 条の 7 第五号イ 令第 129 条の 8 第 1 項 令第 129 条の 4 第 3 項 第三号、第四号 (昭和 56 年 6 月 1 日) 平 20 国告示 1494 号 平 20 国告示 1495 号 平 20 国告示 1498 号 (平成 21 年 9 月 28 日) | ○ | ○ | ○ | ○ |

エスカレーター

検査結果表No.欄に示す番号はエスカレーターの検査項目の番号を示しています。

| 検査結果表 No. | 検査項目 | 既存不適格事項 | 改善する場合の対応 | 根拠法令 (施行年月日) |
|-----------|---|-------------------------|----------------------------|---|
| 3(6) | ■階段相互のすき間 | a 階段相互のすき間 | ■階段相互のすき間の調整 (5mm以下) | 令第 129 条の 12 第 1 項第一号 平 12 建告第 1417 号第 1 第一号、第二号 (平成 12 年 6 月 1 日) |
| 3(7) | ■スカートガード | a 階段とスカートガードのすき間 | ■階段とスカートガードのすき間の調整 (5mm以下) | 令第 129 条の 12 第 1 項第一号 平 12 建告第 1417 号第 1 第一号、第二号 (平成 12 年 6 月 1 日) |
| 4(1) | ■インレットスイッチ (インレットスイッチ=ハンドレールの入り込み口に異物又は乗客の手、指等が引き込まれた時に運転を停止させるスイッチ) | a インレットスイッチ | ■インレットスイッチの取付 | 令第 129 条の 12 第 5 項 (昭和 56 年 6 月 1 日) 平 12 建告第 1424 号第二号ホ (平成 12 年 6 月 1 日) |
| 4(3) | ■スカートガードスイッチ (スカートガードスイッチ=階段の側面とスカートガードとの間に靴等が強く挟まった時に運転を停止させるスイッチ) | a スカートガードスイッチ | ■スカートガードスイッチの取付 | 令第 129 条の 12 第 5 項 (昭和 56 年 6 月 1 日) 平 12 建告第 1424 号第二号ニ (平成 12 年 6 月 1 日) |
| 5(1) | ■交差部固定保護板 | a 交差部固定保護板の有無又は、旧規格の保護板 | ■交差部固定保護板の取付又は改善 | 令第 129 条の 12 第 1 項第一号 平 12 建告第 1417 号第 1 第三号 (平成 12 年 6 月 1 日) |

小荷物専用昇降機

検査結果表No.欄に示す番号は小荷物専用昇降機の検査項目の番号を示しています。

| 検査結果表 No. | 検査項目 | 既存不適格事項 | 改善する場合の対応 | 根拠法令 (施行年月日) |
|-----------|--------|----------------------|-------------|---------------------------------------|
| 4(6) | ■ドアロック | a ドアロック装置 (フロアタイプのみ) | ■ドアロック装置の取付 | 令第 129 条の 13 第四号 (平成 12 年 6 月 1 日) |

財団法人 埼玉県建築住宅安全協会 昇降機部

☎336-0031 さいたま市南区鹿手袋4-1-7(建産連会館)

TEL 048-865-2256(昇降機部直通) / FAX 048-845-672

既存不適格とは？

建築基準法で使われている用語です。建築時点での法律に適合して適法に建てられたものでも、その後法律が改正されたために、現在の法律に照らしてみると適合しない状態になっていることを言いますが、同法ではこの状態を許容していますので、「法律違反」ではありません。

ただし、今後増改築等をするときは、現行法規に合わせるようにしていただく必要が生じます。



埼玉県内の昇降機に関する定期報告担当課

| 行政庁名 (担当課) | 所在地及び電話番号 | 所管する定期報告事務 |
|--------------------|---|----------------------|
| 埼玉県 (建築安全課) | 〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1 048-830-5511 (直) | 下記11市以外の市町村にある全ての昇降機 |
| さいたま市 (建築行政課) | 〒330-9588 さいたま市浦和区常盤6-4-4 048-829-1534 (直) | さいたま市内にある全ての昇降機 |
| 川口市 (建築審査課) (注) | 〒344-8511 川口市三ツ和1-14-3 048-258-1110 (代) | 川口市内にある全ての昇降機 |
| 川越市 (建築指導課) | 〒350-8601 川越市元町1-3-1 049-224-5974 (直) | 川越市内にある全ての昇降機 |
| 所沢市 (建築指導課) | 〒359-8501 所沢市並木1-1-1 04-2998-9180 (直) | 所沢市内にある全ての昇降機 |
| 越谷市 (建築住宅課) | 〒343-8501 越谷市越ヶ谷4-2-1 048-963-9235 (直) | 越谷市内にある全ての昇降機 |
| 上尾市 (建築指導課) | 〒362-8501 上尾市本町3-1-1 048-775-5111 (代) | 上尾市内にある全ての昇降機 |
| 草加市 (建築指導課) | 〒340-8550 草加市高砂1-1-1 048-922-0151 (代) | 草加市内にある全ての昇降機 |
| 春日部市 (建築課) | 〒344-8577 春日部市中央6-2 048-736-1111 (代) | 春日部市内にある全ての昇降機 |
| 狭山市 (建築審査課) | 〒350-1380 狭山市入間川1-23-5 04-2953-1111 (代) | 狭山市内にある全ての昇降機 |
| 新座市 (建築開発課) | 〒352-8623 新座市野火止1-1-1 048-477-1111 (代) | 新座市内にある全ての昇降機 |
| 熊谷市 (建築審査課) | 〒360-0195 熊谷市中曽根654-1 大里庁舎内 0493-39-4815 (直) | 熊谷市内にある全ての昇降機 |

(注) 川口市建築審査課は旧・鳩ヶ谷市役所庁舎に移転していますが、電話番号は本庁の代表番号です。